松江市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市職員の給与に関する条例施行規則（平成17年松江市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（扶養手当の支給） 第6条　条例第11条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 (1)　略 (2)　年額130万円以上**(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては、年額150万円以上)**の恒常的な所得があると見込まれる者	（扶養手当の支給） 第6条　条例第11条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 (1)　略 (2)　年額130万円以上＿＿＿

体となってその効用を全うするものを含む。)をいう。	。
2　略	2　略
第27条　新たに条例第16条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、システムにより、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、通勤届(様式第5号)により、届け出ることができる。当該職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。	第27条　新たに条例第16条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、システムにより、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、通勤届(様式第5号)により、届け出ることができる。当該職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。
(1)　略	(1)　略
(2)　住居、通勤経路、通勤方法若しくは条例第16条第5項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合	(2)　住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し　、又は通勤のため負担する運賃　の額　に変更があった場合
第28条　任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示又は第36条の8に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第16条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。	第28条　任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示　を求める等の方法により確認し、その者が条例第16条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。
2　略	2　略
第30条　普通交通機関等(条例第16条第3項に規定する特別急行列車等(以下単に「特	第30条

別急行列車等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。	通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。
第32条　条例第16条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第35条第2号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。	第32条　条例第16条第2項第1号に規定する運賃相当額（次項及び第35条第2号において「運賃相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
(1)　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　通用期間が支給単位期間（条例第16条第9項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額	(1)　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関　通用期間が支給単位期間（条例第16条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
(2)　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　当該回数乗車券等の通勤21回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交代制勤務に従事する職員その他の職員にあっては、1月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額	(2)　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関　当該回数乗車券等の通勤21回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交代制勤務に従事する職員その他の職員にあっては、1月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃　の額
(3)　市長の定める普通交通機関等　市長の定める額	(3)　市長の定める交通機関　市長の定める額
2　前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に1	2　前条ただし書に該当する場合の運賃相当額　は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関　について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に1

円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。	円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
第33条　条例第16条第2項第2号に規定する規則で定める額は、自動車等を使用する距離に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次の各号に掲げる額とする。	第33条　条例第16条第2項第2号に規定する規則で定める額は、自動車等を使用する距離に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次の各号に掲げる額とする。
(1)～(12)　略	(1)～(12)　略
(13)　片道60キロメートル以上**65キロメートル未満**である職員　38,700円	(13)　片道60キロメートル以上＿＿＿＿＿＿である職員　38,700円
(14)　片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員　42,200円	
(15)　片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員　45,700円	
(16)　片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員　49,200円	
(17)　片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員　52,700円	
(18)　片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員　56,200円	
(19)　片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員　59,600円	
(20)　片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員　63,000円	
(21)　片道100キロメートル以上である職員　66,400円	
第35条　条例第16条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。	第35条　条例第16条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。
(1)　条例第16条第1項第3号に掲げる職員(**普通交通機関等**を利用しなければ通	(1)　条例第16条第1項第3号に掲げる職員(**交通機関**＿＿＿＿を利用しなければ通

勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する**普通交通機関等**が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員　同条第2項第1号及び第2号に定める額	勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する**交通機関**が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員　同条第2項第1号及び第2号に定める額
(2)　条例第16条第1項第3号に掲げる職員のうち、**運賃等相当額**をその支給単位期間の月数で除して得た額(**普通交通機関等**が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1月当たりの**運賃等相当額等**」という。)が同条第2項第2号に定める額**(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。)にあっては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額)**以上である職員(前号に掲げる職員を除く。)　**同条第2項**第1号に定める額	(2)　条例第16条第1項第3号に掲げる職員のうち、**運賃相当額**　をその支給単位期間の月数で除して得た額(**交通機関**　が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1月当たりの**運賃相当額等**　」という。)が同条第2項第2号に定める額＿＿＿

則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上である職員（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限り、次号に掲げる者を除く。）

(2)　高速自動車国道等の有料の道路を利用しないで通勤するものとした場合における自動車等の使用距離が50キロメートル以上又は通勤時間が90分以上である職員（高速自動車国道等の有料の道路の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）

(3)　前2号に掲げる者のほか、交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるもの

第36条の3　条例第16条第3項の市長が規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1)　通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2)　通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア　条例第16条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起

点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居 イ　アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居 (3)　前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの 第36条の4　特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。 2　第31条の規定は、特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。 3　第32条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第16条第3項第1号に規定する特別料金等相当額(第37条第3項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第32条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別	

急行列車等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。

第36条の5　条例第16条第4項の市長が規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1)　通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2)　通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア　条例第16条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ　アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3)　前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第 36 条の 6　条例第 16 条第 4 項の任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員は、次に掲げる職員で、第 36 条の 2 各号のいずれかに該当するものとする。 (1)　新たに給料表の適用を受ける職員となった者(国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は特定一般地方独立行政法人等の職員であった者から人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者(次号において「人事交流等職員」という。)を除く。)のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者 (2)　人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員 第 36 条の 7　条例第 16 条第 4 項の同条第 3 項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員は、次に掲げる職員(特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)とする。 (1)　配偶者(配偶者のない職員にあっては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員のうち、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上若しくは通勤時間が 90 分以上		

であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認める者で、当該転居後の住居(次項に規定する特定住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担すること(次号において「特急等利用」という。)を常例とするもの (2)　次に掲げるやむを得ない事情により住居を移転した職員で、当該移転後の住居からの通勤のため、特急等利用を常例とするもの(当該住居の移転により、第36条の2各号のいずれかに該当するものに限り、前号に掲げる者を除く。) ア　職員が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母(職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に住所を有する者に限る。)を介護すること。 イ　配偶者が、勤務する公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。)に伴い、所在する地域を異にする公署に勤務すること(同居する職員と配偶者が当該異動又は当該移転後も引き続き同居する場合に限る。)。 ウ　職員、配偶者又は職員若しくは配偶者の扶養親族たる子(配偶者又は職員若しくは配偶者の扶養親族たる子にあっては、職員が住居を移転した後において同居する者に限る。)が特定の医療機関(職員が住居を移転した後の住所		

と同一の市町村内に所在する医療機関に限る。)において疾病又は負傷の治療を受ける必要があること。

エ　職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。)に伴い、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居し、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育すること。

オ　住居を移転したことがやむを得ないと市長が認めるアからエまでの事情に類する事情

(3)　その他条例第16条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長の定める職員

2　前項第1号の「特定住居」とは、同号に規定する転居(第2号において「単身赴任の解消」という。)の日以後に転居する場合における当該単身赴任の解消の日以後の転居後の住居(以下この項において「転居後の住居」という。)であって次に掲げるものをいう。

(1)　通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2)　通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア　当該単身赴任の解消の直前の住居か

ら通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居 イ　アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居 (3)　前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの 第36条の8　条例第16条第5項の市長が規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1)　勤務公署の周辺又は第28条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。 (2)　職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。 (3)　その利用について職員の配偶者若し		

くは条例第11条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。 2　前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。 第36条の9　条例第16条第5項の市長が規則で定める職員は、第35条第2号に掲げる職員とする。 第36条の10　条例第16条第5項第1号の市長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円)とする。 (1)　一の駐車場等を利用する場合　次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア　月を単位として駐車場等の料金が定められている場合　当該料金の額 イ　駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が二以上の月にわたる場合　当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) ウ　ア及びイに掲げる場合以外の場合　市長が定める額		

(2)　二以上の駐車場等を利用する場合　それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額	
第37条　略	第37条　略
2　略	2　略
3　条例第16条第7項の規則で定める通勤手当は、1月当たりの運賃等相当額等（第35条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第16条第2項第2号に定める額（第35条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）及び条例第16条第5項第1号に定める額の合計額（第39条第2項において「1月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第16条第7項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。	3　条例第16条第6項の規則で定める通勤手当は、1月当たりの運賃相当額等　（第35条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第16条第2項第2号に定める額（第35条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）　の合計額（第39条第2項において「1月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第16条第6項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。
第39条　条例第16条第8項の規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。	第39条　条例第16条第7項の規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。
(1)　略	(1)　略
(2)　通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の	(2)　通勤経路若しくは通勤方法　を変更し　、又は通勤のため負担する運賃　の額　に変更があったことにより、通勤手当の

額が改定される場合 (3)・(4)　略 2　条例**第 16 条第 8 項**の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　1 月当たりの通勤手当算出基礎額が 15 万円以下であった場合　前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る**普通交通機関等又は特別急行列車等**(同号の改定後に 1 月当たりの通勤手当算出基礎額が 15 万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての**普通交通機関等及び特別急行列車等**)、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての**普通交通機関等及び特別急行列車等**につき、使用されるべき通用期間の定期券の**運賃等及び特別料金等**の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。) (2)　1 月当たりの通勤手当算出基礎額が 15 万円を超えていた場合　15 万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る**普通交通機関等及び特別急行列車等**についての払戻金相当額の**合計額並びに市長の定める額の合計額の**いずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)	額が改定される場合 (3)・(4)　略 2　条例**第 16 条第 5 項**の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　1 月当たりの通勤手当算出基礎額が 15 万円以下であった場合　前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る**交通機関**(同号の改定後に 1 月当たりの通勤手当算出基礎額が 15 万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての**交通機関**)、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての**交通機関**につき、使用されるべき通用期間の定期券の**運賃**の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。) (2)　1 月当たりの通勤手当算出基礎額が 15 万円を超えていた場合　15 万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る**交通機関**についての払戻金相当額の**いずれか低い額**(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

第 40 条　条例**第 16 条第 9 項**に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる**普通交通機関等又は特別急行列車等**の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。	第 40 条　条例**第 16 条第 8 項**に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる**交通機関**の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
(1)　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる**普通交通機関等又は特別急行列車等**　当該**普通交通機関等又は特別急行列車等**において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ 6 月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間(ただし、**特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間**)	(1)　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる**交通機関**　当該**交通機関**において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ 6 月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間(ただし、**特別な事情があると認められる場合は、12 月を超えない範囲内の期間とする。**)
(2)　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる**普通交通機関等若しくは特別急行列車等又は第 32 条第 1 項第 3 号の市長の定める普通交通機関等**　1 月	(2)　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる**交通機関**　1 月
2　前項第 1 号に掲げる**普通交通機関等又は特別急行列車等**について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第 28 条の 6 第 1 項の規定による退職その他の離職をすること、長期間研修等のため旅行すること、勤務態様の変更により通勤のため負担する**運賃等**の額に変更があることその他市長の定める事由が生ずることが同号に定	2　前項第 1 号に掲げる**交通機関**について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第 28 条の 6 第 1 項の規定による退職その他の離職をすること、長期間研修等のため旅行すること、勤務態様の変更により通勤のため負担する**運賃**の額に変更があることその他市長の定める事由が生ずることが同号に定

める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。	める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。
第42条　略	第42条　略
2　現に特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の支給を受けている職員について、月の初日から末日までの期間における特別急行列車等の利用の実情が任命権者の定める基準に満たないときは、その月の特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当又は特別料金等のうち往路若しくは帰路における額に相当する額は支給することができない。	
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
第58条　条例第10条の規定により第１種初任給調整手当を支給する職員は、次の各号に掲げる職員とする。	第58条　条例第10条の規定により初任給調整手当を支給する職員は、次の各号に掲げる職員とする。
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
第59条　条例第10条の規定による第１種初任給調整手当の支給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。	第59条　条例第10条の規定による初任給調整手当の支給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
第60条　前条の職員に支給する第１種初任給調整手当の月額は、期間の区分に応じた別表第5に掲げる額とする。この場合において、前条第1号に規定する職員で大学卒業の日から採用の日までの期間が4年(臨床	第60条　前条の職員に支給する初任給調整手当の月額は、期間の区分に応じた別表第5に掲げる額とする。この場合において、前条第1号に規定する職員で大学卒業の日から採用の日までの期間が4年(臨床

研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年)を超えることとなる者(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の者を除く。)に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、第1種初任給調整手当が支給されていたものとする。	研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年)を超えることとなる者(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の者を除く。)に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。
2　退職により手当を支給されなくなった後に再採用により再び第1種初任給調整手当を支給される職員となった場合、前条の規定による支給期間(以下この項において「支給期間」という。)に、既に支給されていた期間に相当する期間を加えた期間を算出し、その期間が支給期間を超えることとなる場合は、その超えることとなる期間に相当する期間この手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。ただし、支給期間を超えない場合は、前条による支給期間及び額とする。	
3　第1種初任給調整手当を支給されている職員が休職にされた場合における当該職員に対する別表第5の適用については、当該休職の期間(条例第30条第1項の規定により給与の全額を支給されている休職の期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。	2　初任給調整手当を支給されている職員が休職にされた場合における当該職員に対する別表第5の適用については、当該休職の期間(条例第30条第1項の規定により給与の全額を支給されている休職の期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。
4　第1種初任給調整手当の支給は、給料の支給方法に準じて支給する。	3　初任給調整手当の支給は、給料の支給方法に準じて支給する。

第60条の2　第58条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に第1種初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の第1種初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、市長の定めるところにより、第1種初任給調整手当を支給する。	第60条の2　第58条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当　　が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当　　の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、市長の定めるところにより、初任給調整手当　　を支給する。
第60条の3　条例第10条の2第1項の市長が規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する特定額をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として市長が規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。 (1)　松江市職員の定年等に関する条例（平成17年松江市条例第34号）第12条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）　当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第3条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額 (2)　条例附則第25項の規定の適用を受ける職員　当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第3条第2項の規	

定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

第60条の4　条例第10条の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が規則で定める額は、職員の在勤する地域に応じた別表第6に掲げる額とする。

第60条の5　条例第10条の2第1項の市長が規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する基準額をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

第60条の6　条例第10条の2第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあっては当該額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を、任期付短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間

条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。	
第60条の7　条例第10条の2第3項の市長が規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。	
2　前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。	
3　前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。	
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第61条　条例第27条第2項の規定による義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(短時間勤務職員にあっては、その額に勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を	第61条　条例第27条第2項の規定による義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(短時間勤務職員にあっては、その額に勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てた額)とする。 (1)　教育職給料表の適用を受ける職員(次号に掲げる職員を除く。)　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(法第22条の4第1項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級)に対応する**別表第7**に掲げる額 (2)　教育職給料表の適用を受け職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員　その者の属する職務の級の最高の号給に対応する**別表第7**に掲げる額	切り捨てた額)とする。 (1)　教育職給料表の適用を受ける職員(次号に掲げる職員を除く。)　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(法第22条の4第1項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級)に対応する**別表第6**に掲げる額 (2)　教育職給料表の適用を受け職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員　その者の属する職務の級の最高の号給に対応する**別表第6**に掲げる額
2　条例第27条第2項の市長が規則で定める校務の種類は、次に掲げるものとする。 (1)　学級を担任する**校務** (2)　略	2　条例第27条第2項の市長が規則で定める校務の種類は、次に掲げるものとする。 (1)　学級を担任する**業務** (2)　略
3　前項第1号の校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、第1項に定める額に、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に掲げる額を加算した額とする。 **(1)　教育委員会が別に定める学級編制基準の1学級(次号において「1学級」という。)を1名で担任する者又は教育委員会が定める者　3,000円** **(2)　1学級を2名で担任する者又は教育委員会が定める者　1,500円**	
4　前項の加算は、職員が同項第1号又は第2号に該当する者となった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、当該加算を受けている職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動し、又は離職し、若しくは	

死亡した場合においてはそれぞれその者が異動し、又は離職し、若しくは死亡した日、当該加算を受けている職員が同項第1号又は第2号に該当しなくなった場合においてはその事実の生じた日の属する月をもって終わる。	
5　略	3　略
別表第6　別紙のとおり	
別表第7（第61条関係）	別表第6（第61条関係）
略	略
	備考　この表の適用を受ける職員のうち、学級を担任する業務に従事する職員には、この表の額に3,000円以内の額をそれぞれ加算する。

＜改正後＞

別表第6（第60条の4関係）

職員の在勤する地域	基準額
	円
北海道	1,075
青森県	1,029
岩手県	1,031
宮城県	1,038
秋田県	1,031
山形県	1,032
福島県	1,033
茨城県	1,074
栃木県	1,068
群馬県	1,063
埼玉県	1,141
千葉県	1,140
東京都	1,226
神奈川県	1,225
新潟県	1,050
富山県	1,062
石川県	1,054
福井県	1,053
山梨県	1,052
長野県	1,061
岐阜県	1,065
静岡県	1,097
愛知県	1,140
三重県	1,087
滋賀県	1,080
京都府	1,122
大阪府	1,177
兵庫県	1,116

＜改正後＞

奈良県	1,051
和歌山県	1,045
鳥取県	1,030
島根県	1,033
岡山県	1,047
広島県	1,085
山口県	1,043
徳島県	1,046
香川県	1,036
愛媛県	1,033
高知県	1,023
福岡県	1,057
佐賀県	1,030
長崎県	1,031
熊本県	1,034
大分県	1,035
宮崎県	1,023
鹿児島県	1,026
沖縄県	1,023

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（施行日前から駐車場等を利用している職員の届出）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（松江市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和８年松江市条例第11号）第１条による改正後の松江市職員の給与に関する条例第16条第５項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の第27条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。